



社会福祉法人 明 生 会

悠々の里・訪問介護ステーション

[重要事項説明書]

令和 年 月 日現在

1. 事業の目的及び運営の方針

(一) 目的

社会福祉法人明生会が解説する指定訪問介護事業所_悠々の里・ 訪問介護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問介護及びいわき市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービスとしていわき市が定めるもの（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態等にある利用者に対し、指定訪問介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者に意思及び人格を尊重し、利用者に立場に立った適切な指定訪問介護等の提供を確保する事を目的とします。

(二) 訪問介護の基本方針

利用者が可能な限りその者の居宅において生活ができるよう、その状態を踏まえながら身体介護・生活援助等の提供を行うことにより、利用者の日常生活の支援、生活機能の維持又は向上等を目指すものとします。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の居住する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- 3 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供をおこないます。

2. 職員の職種、人員、及び職務内容

1. 管理者： 1 名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、サービス提供責任者を兼ねます。
2. サービス提供責任者： 2 名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成及び指定訪問介護及び訪問型サービスの提供にあたります。
3. 訪問介護員： 名
訪問介護員は、指定訪問介護及び訪問型サービスの提供にあたります。
4. 事務員： 1 名 （兼務）
事務員は職員の会計・経理及びご利用者の方の利用料の請求書の作成事務にあたります。

3. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

（一）営業日： 年中無休

（二）営業時間： 午前6時から午後9時まで

電話等により、利用者要望がある場合は、24時間常時連絡が可能な体制をとっております。

緊急連絡先：0246-28-4305

080-6002-9859

4. 訪問介護の内容及び利用料等

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額（別表Ⅰ）は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるもので、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている（1割、2割又は3割）額となります。

（指定訪問介護内容）

①身体介護

○食事介助：食事のお世話をします。

○入浴介助：入浴のお手伝いをします。

○排泄介助：オムツの交換、トイレへの誘導などを行います。

- 清拭介助：体を拭き清爽にします。
- 体位交換：寝たきりの方の体を決まった時間に向きを変えます。
- 通院介助：通院時の付き添いを行います。
(事業所の車には同乗は出来ません)。

②生活援助

- 買い物代行 ○調理
- 掃除 ○洗濯

※基本的に家事中心者が、要介護1以上の場合のみに行います。
同居のご家族が、何らかの理由により援助困難な場合は、ご相談に応じます。

(訪問型サービス内容)

要支援1 及び要支援2の方 ・ ・ ・ 1週間に必要に応じ1回～2回

要支援2の方 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じ2回以上

①生活援助

- 買い物代行のお手伝い ○調理のお手伝い
- 掃除のお手伝い ○洗濯のお手伝い

尚、いわき市長が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示してあります。

2 交通費（別紙Ⅰ）

通常の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を請求いたします。

3 キャンセル料（別紙Ⅰ）

利用予定当日にご連絡がなく、ご利用者の方のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料を頂く場合がございます。 但し、ご利用者の方が連絡困難な状況になるなどやむを得ない場合は除きます。

5 通常の実施区域

通常の実施区域はいわき市全域です。

6 緊急時における対応方法

訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告いたします。

7 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、訪問介護サービスに伴って、事業者又は職員の責めに帰すべき事由により利用者又はその家族に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
尚、当事業所は必要に応じ損害賠償の発生に備えて、東京海上日動火災保険(株)の賠償責任保険に加入しております。

8 衛生管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

9 苦情解決

介護に関する苦情については、サービス提供責任者若しくは管理者が受付窓口となるが直接第三者委員が受け付けることもできます。先ず苦情が申込者と管理者との間で解決策に当たり、それで解決できない場合は第三者委員を交えた苦情解決委員会を開催し問題解決をし、その結果については事業所若しくは当法人の機関紙に公表いたします。但し、人権に配慮し個人のプライバシーを妨げられるものについては、公表を差し控えることがあります。
相談苦情等については、担当者を置き、いつでも対応いたします。

訪問介護についての苦情及び相談・受付窓口・受付電話番号 28-4305
管 理 者 猪狩 久実
兼 提 供 責 任 者
提 供 責 任 者 根本 智江子

訪問介護についての苦情及び相談	第 三 者 委 員
(第三者委員が直接受付する事も可能です)	清野國夫 29-6114
	玉手匡子 22-6050

公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

- ・ いわき市高齢福祉課（介護サービス整備係）

住所：いわき市平字梅本21 電話：22-7467

- ・ 福島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

住所：福島市中町3-7 福島県国保会館内 電話:024-528-0040

- ・ 福島県運営適正化委員会/苦情解決部

住所：福島市渡利字七社宮 111 電話:024-523-2943

10 その他の重要事項(服務規程等)

守秘義務について

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとします。
- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

人権擁護と虐待防止について

ご利用者の人権擁護と虐待防止のために以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

サービス提供中に、当事業所職員又はご利用者の関係者による虐待を受

けたと思われる事案を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報いたします。

11 介護サービスにあたりお願いしたいこと

ご利用者・ご家族との関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

○職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼に品物等を受け取る事も事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品等の管理のご協力ください。

○ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全いケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただきます場合もございます。

○暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします（別紙パンフレット参照）

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除させていただく場合がございます。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

12 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日
		評価機関名称
		結果の開示
	2. なし	

令和 年 月 日現在

利用料金表（別表Ⅰ）

令和6年4月改訂

①利用料金が介護保険から給付される場合

（要介護1～5の方） 平常時間帯（午前8時から午後6時）料金

身体介護	負担割合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
	1割負担	167円	268円	426円	624円
	2割負担	334円	536円	852円	1,248円
	3割負担	501円	804円	1,278円	1,872円
生活援助	負担割合	20分以上 45分未満	45分以上		
	1割負担	197円	242円		
	2割負担	394円	484円		
	3割負担	591円	726円		

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、サービスを行うための介護給付費体系により計算されます。

※ 平常時間帯（午前8時から午後6時）以外は割増料金が利用料金に加算されます。

①夜間（午後6時から午後10時まで）：利用料金の25%増し

②早朝（午前6時から午前8時まで）：利用料金の25%増し

③深夜（午後10時から午前6時まで）：利用料金の50%増し

※ 体重が重い方や暴力行為が見られる方など、2人でサービスを提供する必要がある方については、ご契約者またはその家族等の同意に基づき、通常の2倍料金を頂きます。

※ ご契約者が要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただくことになります。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。

※ 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要になる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◇ 平成24年度の介護報酬・指定事業基準の改定により、下記の金額が追加負担

※ 新規に訪問介護計画を作成した場合、その月のみ200円の追加負担。

※ 緊急で訪問介護サービスを使用した場合、通常の利用料金の他に、100円が加算。

※ 令和6年6月より介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の24.5%加算

（要支援1及び要支援2の方）

※ 平常時間帯（午前8時から午後6時）の提供を想定。

※ 上記利用料金は、法改正により改訂することがあります。

※ 自己負担額は原則、利用料金の1割となります（上記金額は介護保険を使用した場合で1割となっています）。

	時 間	1ヶ月内の回数	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1 要支援2	概ね週1回 1時間程度	4回まで	268円	536円	804円
		5回以上 (月額)	1,176円	2,352円	3,528円
	概ね週2回 1時間程度	8回まで	272円	544円	816円
		9回以上 (月額)	2,349円	4,698円	7,047円
要支援2	概ね週3回 1時間程度	12回まで	287円	574円	861円
		13回以上 (月額)	3,727円	7,454円	11,181円

※ ご請求額は当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するご利用者や居住が敷地外に所在する場合いでも同一建物に居住するご利用者が一定数を超える場合には下記の条件により減算した利用料となります。
(平成30年度改正)

同一建物減算（区別詳細）

種類（減算の条件）		減算額
①	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 （②の場合に該当する場合は、除く）に対して、サービスを提供した場合	10%減算/日
②	①に居住する者に対して、1月あたり50人以上にサービスを提供した場合	15%減算/日
③	①以外に所在する同一建物に居住する者に対して、1月あたり20人以上にサービスを提供した場合	10%減算/日

② 利 用 料

金が介護保険から給付されない場合

ご利用にあたっては、別に定める介護保険外サービス重要事項説明書にてご契約をお願い致します。 また利用料金については介護保険外サービス料金表（別表Ⅱ）に記載いたします。

【 交通費 】

通常の事業の実施地域（通常の実施地域：いわき市内全域）を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収いたします。

尚、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 通常の実施地域境界から片道5km未満 | 300円 |
| ② 通常の実施地域境界から片道5km以上10km未満 | 500円 |
| ③ ②からさらに片道5kmを超える毎に | 300円を加算 |

【 キャンセル料 】

利用当日に連絡がなく、ご利用者の都合でサービスを中止する場合、以下のキャンセル料を頂きます。 但し、ご利用者が連絡困難な状況になるなどやむを得ない場合は除きます。

- 当日キャンセルした場合 ・ ・ ・ ・ ・ 介護報酬の50%
(身体介護、生活援助共通)
- 要支援1及び要支援2の方の場合 ・ ・ ・ 1,500円(1回の50%)

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供にあたり、利用者に対して書面に基づいて重要事項を説明
いたしました。

事業者	社会福祉法人明生会	
所在地	福島県いわき市常磐上矢田町頭田43	
名称	悠々の里・訪問介護ステーション	
管理者	猪狩 久実	印

説明者所属	悠々の里・訪問介護ステーション	
氏 名		印

私は、本書面により、事業者から利用料金及びサービス提供について説明を受
けました。

利用者	住所	
	氏 名	印

(署名代行者)	住所	
	氏 名	印

ご 家 族	住所	
	氏 名	印

皆様へのお願い

気持ちよく支援を受けていただくためには、皆様と職員が互いに信頼し合い、良い関係で結ばれていることが大切です。良い支援を続けられるよう、ハラスメント（迷惑行為）に当たる以下のような行為はつつしんでくださいますようお願いいたします。

以下のような行為があると、支援を続けられなくなることもあります。

暴力をふるう



殴る、蹴る、つねる、たたく、ひっかくなど

暴言をはく



デブ、バカ、グズ、黙ってやれ、土下座しろなど

どなりつける



大声を出してどなりつける、おどして従わせるなど

物を投げる



灰皿、コップ、はさみ、ペン、書類を投げつけるなど

物にあたる



机をたたく、イスを蹴る、食事をぶちまけるなど

つばをはく



介護職等の顔や身体に向かい、つばをはきかけるなど

『介護職員等利用等・気風によるハラスメントから守る本』（日本法令刊）イラスト：しまだ・ひろみ

重要事項説明書

2023-12 改訂：「1 1 介護サービスにあたりお願いしたいこと」を追加
(第三者による評価の実施を1 2に変更)

2024-4 改訂：利用料金変更・虐待防止項不足追加

2024-6 改訂：管理者変更・介護職員等処遇改善加算変更(旧介護職員加算とベースアップ加算より)